



県章

# 山形県公報

平成26年6月10日(火)

第2552号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……672
- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……673
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……674
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……675
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……676

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(みどり自然課) ……同
- 同……………( 同 ) ……677
- 同……………(工業戦略技術振興課) ……678
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……679
- 指定管理者の募集……………(林業振興課) ……689
- 同……………(都市計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……690
- 同……………(空港港湾課) ……691
- 同……………( 同 ) ……693
- 同……………( 同 ) ……694
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会 計 局) ……695
- 指定管理者の募集……………(教育委員会) ……同
- 同……………(教 育 庁) ……696
- 一般競争入札の公告……………(新 庄 病 院) ……697

## 告 示

### 山形県告示第569号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成26年6月17日山形市に招集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第570号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
517	完熟ショコラ	50448-95	(株)リイド社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
518	濡れる！乱れる！酔いしれる♥ この和服美人が凄い	57631-24	(株)竹書房	
519	感度抜群♥涙目ご奉仕♥ ハメ比べセレクション	57631-27	(株)竹書房	
520	(秘) 人妻ざかり女陰づくし	57631-28	(株)竹書房	
521	月刊劇漫スペシャル 2014 7月号	13545-7	(株)竹書房	
522	新生活応援♪美少女 LOVEこれくたーずっ!!	58301-66	(株)マックス	
523	彼女はももいろLOVEボディ♥	58301-67	(株)マックス	
524	微熱SUPERデラックス 2014年6月号	07689-06	セブン新社	
525	危険な愛体験Special 2014 6月号	12863-06	サニー出版(株)	
526	実話ナックルズ増刊レベル9 Vol. 7	68512-38	ミリオン出版(株)	
527	ナックルズ極ベスト 追跡闇の女たち Vol. 7	68512-35	ミリオン出版(株)	
528	実話ドキュメント2014 6月号	15115-6	マイウェイ出版(株)	
529	月刊実話時代6月号	15277-06	(株)擲歩舎	
530	チャンプロード 2014 6月号	06231-06	(株)笠倉出版社	

**山形県告示第571号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	デイサービス赤湯 南陽市新田890番地	通 所 介 護	平成26. 5. 30

**山形県告示第572号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	デイサービス赤湯 南陽市新田890番地	介護予防通所介護	平成26. 5. 30

**山形県告示第573号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
医療法人社団きじまキッズクリニック	東置賜郡川西町大字上小松915番地5	平成26. 5. 1
お お も り 薬 局	東根市神町北三丁目2番12号	同

**山形県告示第574号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
元 木 阿 部 内 科 医 院	山形市南二番町7番1号	平成25. 12. 28
き じ ま キ ヅ ク リ ニ ッ ク	東置賜郡川西町大字上小松915番地5	平成26. 4. 30

こせき内科消化器科クリニック	山形市大字千手堂字大門96番1号	同	5. 1
----------------	------------------	---	------

**山形県告示第575号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスマイライフ	通所介護 介護予防通所介護	新庄市大字泉田字上村西121番地	平成26. 5. 15
ライフサポート ぱれっと	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	新庄市大字萩野字横根山101番地1号	同

**山形県告示第576号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
すずき整骨院	鈴木和也	東村山郡中山町あおば3番5号	平成26. 5. 1
株式会社フレアス河北事業所	株式会社フレアス	西村山郡河北町谷地字月山堂699番地6 セントラルコーポK 103号	同 5. 7

**山形県告示第577号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
東根市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字野川2074番地の93
- 3 認可年月日  
平成26年5月26日

## 山形県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年6月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字大瀬字上ノ林1289番4から 同 野山1284番62まで	旧	18.5メートル } 9.3	メートル } 342
同 上	新	87.6メートル } 12.0	同 上

## 山形県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年6月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市五十川字鳶ヶ坂140番1から 同 127番5まで	旧	6.8メートル } 6.4	メートル } 58
同 上	新	15.8メートル } 6.4	同 上

## 山形県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年6月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市一霞字宮之前6番15地先から  
同 8番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月10日

## 山形県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年6月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市五十川字鳶ヶ坂140番1から

- 同 127番5まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月10日

**山形県告示第582号**

次の開発行為は、完了した。  
平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年9月10日 指令置総建第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
長井市花作町761番2の一部、783番の一部、784番1・784番2合併の一部、785番1の一部、762番4地先の一部（道路）、785番1地先の一部（水路）  
長井市台町786番5の一部、792番1の一部、792番3の一部、793番1、794番2、802番1の一部、802番2、803番1の一部、803番2、804番、805番、805番1、806番の一部、807番の一部、808番の一部、794番2地先の一部（道路）、805番地先の一部（水路）、805番地先の一部（道路）、806番地先の一部（水路）、806番地先の一部（河川）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
長井市ままの上5番1号  
長井市長

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第8号**

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。  
平成26年6月10日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年6月11日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成27年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - (2) 山形県いじめ問題審議会委員の任命について
  - (3) 山形県文化財保護審議会委員の任命について
  - (4) 山形県スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について
  - (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

**公 告**

山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり募集する。  
平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立自然博物館
  - (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内
- 2 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

なお、法人等は、グループを構成し、共同して応募することができる。この場合、グループを構成する全ての法人等が次に掲げる要件を全て満たす必要があること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県環境エネルギー部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3173  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年7月15日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県志津野営場
- (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内

#### 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

なお、法人等は、グループを構成し、共同して応募することができる。この場合、グループを構成する全ての法人等が次に掲げる要件を全て満たす必要があること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所 山形県環境エネルギー部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3173  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成26年7月15日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県産業科学館
  - (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号
- 2 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。  
ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)～(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。なお、代表法人等及び構成員の変更は原則として認めない。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所 山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課科学技術振興担当 郵便番号990-8570

山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2192

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成26年7月11日（金）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月18日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所及び関係町役場において平成26年10月10日まで縦覧に供する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ余目店

東田川郡庄内町余目字滑石57番地1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出するこ

とができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ショッピングセンター

天童市楯ノ町土地区画整理事業地内17街区3番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社アーツフィールド	東根市神町東二丁目3番3号	相 澤 秀 幸

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社アーツフィールド	東根市神町東二丁目3番3号	相 澤 秀 幸

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出するこ

とができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江字塩水72番1

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

## ハ 意見

## 4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ平田店

酒田市砂越字粕町75番1号外

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

## (3) 変更年月日

平成25年5月28日

## (4) 届出年月日

平成26年5月16日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

## ハ 意見

## 5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川279番1号

## (2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

## (3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ河北店

西村山郡河北町谷地中央四丁目8番地の5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

渡部昇

西村山郡河北町西里3149番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(4) 変更年月日

平成25年5月28日

(5) 届出年月日

平成26年5月16日

(6) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ村山店

村山市大字河島字碓178番1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ白山店

鶴岡市大字白山字西木村19番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社丸久砂利店 鶴岡市鳥居町10番6号

代表取締役 佐藤トシ

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(4) 変更年月日

平成25年5月28日

(5) 届出年月日

平成26年5月16日

(6) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

9 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ高松店

寒河江市大字高松字西覚寺274外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

10 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ山形駅西店

山形市双葉町一丁目3番47号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

11 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ青田店

山形市青田四丁目634番地1外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

12 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン尾花沢

尾花沢市大字尾花沢字下新田1719番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
有限会社ティーズカンパニー	東根市大字東根元東根字一本木5918番6号	相 澤 貴

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
有限会社ティーズカンパニー	東根市大字東根元東根字一本木5918番6号	相 澤 貴

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

13 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン米沢

米沢市下花沢二丁目5番41号

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社大創産業	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社大創産業	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈

(3) 変更年月日

平成25年5月28日

(4) 届出年月日

平成26年5月16日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年10月10日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

\_\_\_\_\_

山形県民の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県民の森

(2) 所在地 山形市大字門伝、同市大字村木沢、南陽市小滝、東村山郡山辺町大字畑谷、同町大字築沢及び西置賜郡白鷹町大字萩野地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。

(5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成26年6月11日（水）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部林業振興課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2518

5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成26年6月11日（水）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内林業振興課のページからも入手することができる。

(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

悠創の丘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 悠創の丘

(2) 所在地 山形市大字岩波及び中桜田地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の申請が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生申請をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県土整備部都市計画課都市公園担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
  - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当  
郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年7月16日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

健康の森公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 健康の森公園
- (2) 所在地 山形市大字青柳地内

## 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
  - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当  
郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年7月16日（水）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 酒田北港緑地
- (2) 所在地 酒田市高砂地内

## 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の申請が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生申請を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
  - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年7月7日（月）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 酒田北港緑地展望台
- (2) 所在地 酒田市高砂地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
  - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年7月7日（月）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県酒田海洋センター
- (2) 所在地 酒田市船場町二丁目5番15号

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の受付が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
  - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
  - ロ 山形県港湾事務所港政管理担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年7月7日（月）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山

形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
リーチスタッカー 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720
- 3 落札者を決定した日 平成26年5月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
ユニキャリア株式会社山形支店 天童市石鳥居一丁目1番70号
- 5 落札金額 62,640,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年3月28日

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
  - (2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2117番地
- 2 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (5) 県内に主たる事業所を有すること。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所  
山形県教育庁文化財・生涯学習課文化財担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2879

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法とし、平成26年7月22日（火）までの消印があるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県生涯学習センター  
山形県男女共同参画センター
- (2) 所在地 山形市緑町一丁目2番36号（山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センター）  
山形市緑町一丁目4番28号（山形県生涯学習センター分館）

#### 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室生涯学習・社会教育担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年6月10日（火）から同年7月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年7月22日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

## 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）、山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医療用リニアックシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年6月10日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室

(2) 日時 平成26年7月3日（木） 午前11時00分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 医療用リニアックシステム 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成27年5月31日（日）

(4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

(7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けているこ

と。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号、以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年6月25日（水）午後3時までに契約に関する事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) 支払いは分割払いとする。
  - (5) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of products to be purchased: Linear Accelerator System Quantity: 1
  - (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, July 3, 2014
  - (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakabacho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525